

平成26年(ワ)第29256号

原告 阿 部 宣 男

被告 松 崎 参

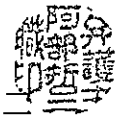
## 証拠説明書 (2)

2015 (平成27) 年8月7日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲



弁護士 平 松 真 二 郎



弁護士 湯 山 花



	乙号証	証拠の標目	作成者	作成年月日		立証趣旨
1	乙6号証	売買契約書および秘密保守契約書(記者会見配布資料)	イノリー企画 財団法人能登町ふれあい公社 原告	2011.4.1	写 し	原告が、「板橋区ホテル生態環境館館長」という実在しない名義と個人印を用いて、能登町との間で契約していること
2	乙7号証	業務委託契約書および業務代理人等通知書(記者会見配布資料)	小山町長込山正秀 有限会社ルシオラ	2012.4.1	写 し	原告が、平成24年2月1日から平成24年3月21日に静岡県小山町で施工された「平成23年度多目的グラウンド脇ホテル水路整備委託」において、有限会社ルシオラを紹介し施工させることにより、同事業者に6,594,000円の利益をもたらしていること、また原告は同事

						業者の主任技術者と記載され、同水路整備委託に携わっていたこと
3	乙8号証	ホテル飛翔に関する事項(最低5年間)(記者会見配布資料)	小山町 込山正秀	2012.5.10	写し	原告が、静岡県小山町宛てにホテル飛翔に関する事項〔最低5年間〕(乙8)を提出し、板橋区に歳入すべき特許実施料金を免除する旨を約束していること
4	乙9号証	業務提携契約書(記者会見配布資料)	原告 イノリー企画	2009.7.1	写し	原告がイノリー企画との間で、クロマルハナバチの飼育について業務提携をしたこと
5	乙10号証	今日のニュース	広聴広報課報道グループ	2014.6.6	写し	原告が訴状において『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は2012年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する09年7月にはこの業者は存在しないと主張したこと、また原告がこのような主張をしたことを被告が知ったこと
6	乙11号証	東京都板橋区契約事務規則(昭和53年東京都板橋区規則第21号)	板橋区長		写し	東京都板橋区契約事務規則の内容 契約の締結においては、その所管に属する事務・事業の執行に関して、所定の意思決定及び事務手続きを経て行われなければならないこと

7	乙12号証	東京都板橋区公有財産規則(昭和39年東京都板橋区規則第21号)	板橋区長		写し	東京都板橋区公有財産規則の内容 行政財産を貸し付け、あるいは使用を許可するためには所定の意思決定及び事務手続を経る必要があること
8	乙13号証	営利企業等の従事制限に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第16号)	特別区人事委員会		写し	営利企業等の従事制限に関する規則の内容 原告が一営利企業たるルシオラの主任技術者に就任するには板橋区長の兼業許可が必要であること
9	乙14号証	ホタル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許検討に関する要綱(平成14年2月28日区長決定)	板橋区長		写し	ホタル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱の内容 特許発明の実施の許諾をする際には、所定の実施料金を申請者から徴収することになっていること